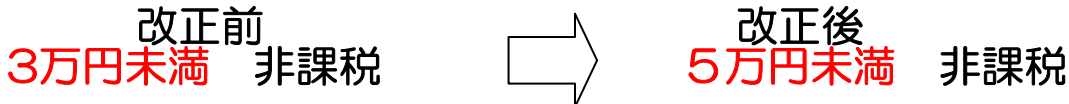


# ～「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました ～ (平成 26 年 4 月 1 日以降作成されるものに適用されます)

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

## 「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

改正前までは、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていましたが、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては、受取金額が 5 万円未満のものについて非課税とされることとなりました。



### 「金銭又は有価証券の受取書」とは…

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

## 1 売上代金の受取書の場合

記載金額		税額
5 万円未満のもの		非課税
5 万円以上	100 万円以下のもの	200 円
100 万円を超え	200 万円以下のもの	400 円
200 万円を超え	300 万円以下のもの	600 円
300 万円を超え	500 万円以下のもの	1,000 円
500 万円を超え	1,000 万円以下のもの	2,000 円

(注 1) 受取金額が 1,000 万円を超える売上代金の受取書の税額は、「印紙税額の一覧表(その 2) 第 5 号文書から第 20 号文書まで」を参照してください。

(注 2) 平成 26 年 3 月 31 日以前に作成されたものについては、受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされていました。

(注 3) 営業に関しないものは非課税となります。

## 2 売上代金以外の受取書の場合

記載金額	税額
5万円未満のもの	非課税
5万円以上のもの	200円

(注1) 営業に関しないものは非課税となります。

(注2) 売上代金に係る金額と売上代金以外の金額が記載された受取書はその合計の記載金額が5万円未満の場合、非課税となります。

(注3) なお、平成26年3月31日以前に作成されたものについては、3万円未満の場合、非課税文書とされていました。

### <参考> 第5号文書から第20号文書までの印紙税額の一覧表

号	文書の種類	印紙税額(1通又は1冊につき)
5	<b>[合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書]</b> (注)1 会社法又は保険業法に規定する合併契約を証する文書に限ります。 (注)2 会社法に規定する吸収分割契約又は新設分割計画を証する文書に限ります。	4万円
6	<b>[定款]</b> (注)株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社の設立のときに作成される定款の原本に限ります。	4万円 (非課税文書:株式会社又は相互会社の定款のうち公証人法の規定により公証人の保存するもの以外のもの)
7	<b>[継続的取引の基本となる契約書]</b> (注)契約期間が3か月以内で、かつ、更新の定めのないものは除きます。 (例)売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	4千円
8	<b>[預金証書、貯金証書]</b>	200円 (非課税文書:信用金庫その他特定の金融機関の作成するもので記載された預入額が1万円未満のもの)
9	<b>[貨物引換証、倉庫証券、船荷証券]</b> (注)1 法定記載事項の一部を欠く証書で類似の効用があるものを含みます。 (注)2 倉庫証券には農業倉庫証券及び連合農業倉庫証券は含みません。	200円 (非課税文書:船荷証券の謄本)
10	<b>[保険証券]</b>	200円
11	<b>[信用状]</b>	200円
12	<b>[信託行為に関する契約書]</b> (注)信託証書を含みます。	200円
13	<b>[債務の保証に関する契約書]</b> (注)主たる債務の契約書に併記するものは除きます。	200円 (非課税文書:身元保証ニ関スル法律に定める身元保証に関する契約書)

14	[金銭又は有価証券の寄託に関する契約書]	200 円
15	[債権譲渡又は債務引受けに関する契約書]	記載された契約金額が1万円以上のもの 200 円 契約金額の記載のないもの 200 円 (非課税文書:記載された契約金額が1万円未満のもの)
16	[配当金領収証、配当金振込通知書]	記載された配当金額が3千円以上のもの 200 円 配当金額の記載のないもの 200 円 (非課税文書:記載された配当金額が3千円未満のもの)
17	[売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書] (注)1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(当該資産に係る権利を設定することを含む。)による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 (注)2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など	記載された受取金額が 5万円未満 非課税 100万円以下 200 円 100万円を超え200万円以下 400 円 200万円を超え300万円以下 600 円 300万円を超え500万円以下 1千円 500万円を超え1千万円以下 2千円 1千万円を超え2千万円以下 4千円 2千万円を超え3千万円以下 6千円 3千万円を超え5千万円以下 1万円 5千万円を超え1億円以下 2万円 1億円を超え2億円以下 4万円 2億円を超え3億円以下 6万円 3億円を超え5億円以下 10万円 5億円を超え10億円以下 15万円 10億円を超えるもの 20万円 受取金額の記載のないもの 200 円 営業に関しないもの 非課税
	[売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書] (例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	記載された受取金額が 5万円未満 非課税 5万円以上 200 円 受取金額の記載のないもの 200 円 営業に関しないもの 非課税
18	[預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳]	1年ごとに200 円 (非課税文書:1.信用金庫など特定の金融機関の作成する預貯金通帳 2.所得税が非課税となる普通預金通帳など 3.納税準備預金通帳)
19	[消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳などの通帳] (注)18号の通帳を除きます。	1年ごとに400 円
20	[判取帳]	1年ごとに4千円

(注1) 「金銭又は有価証券の受取書」については、平成26年3月31日以前に作成されたものは、受取金額が3万円未満のものが非課税文書とされていました。